

民生委員・児童委員をご存じですか？

■福祉総務課(内線151)

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の精神を持って活動する、無報酬のボランティアです。

民生委員・児童委員の活動スローガン

『**支えあう 住みよい社会 地域から**』



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえを示す四葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルであるハトをかたどって、愛情と奉仕を表しています。

こんな活動をしています

訪問・見守り活動

1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯などを、定期的に訪問しています。

子どもたちの安全を守る活動

登下校の見守り活動や通学路周辺のパトロールなどを行っています。

地域の皆さんからの相談対応

地域の皆さんと同じ立場で相談に応じ、必要であれば、福祉制度や子育てサービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。



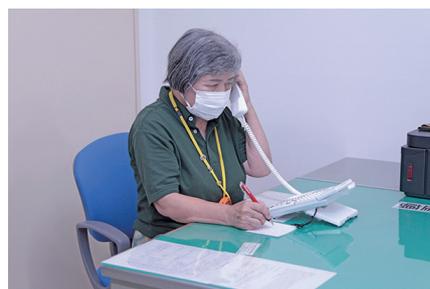
こんなときは、ご相談ください

- ・生活に関する悩みや不安、気になることがあるとき
- ・子どもから高齢者まで、困りごとがあるとき
- ・福祉サービスについて知りたいとき
- ・子育て、学校生活上での不安や悩みがあるとき

※プライバシーは、守秘義務によって守られます。安心してご相談ください。

お住まいの地域の委員がわからないときは、お問い合わせください。

- 大村市民生委員・児童委員協議会連合会
- ☎47・5950 (月・火・木曜日、9時～12時)



12月に一斉改選が行われます

大村市の民生委員・児童委員は、町内会から推薦され、市の推薦会や県の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。3年おきに全国で一斉に改選が行われるほか、欠員が生じた場合は、その都度選任されます。

任期は3年(再任可)で、次期の任期は、令和4年12月～令和7年11月です。

